



当法人における未成年後見事業が目指すべきもの

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 久保 隆明

1. はじめに

ある会員から「未成年後見業務は大変ではないですか？ 親代わりのような業務だし、自分の言動がその子の人生に影響を与えるかもしれないと思うと、怖くて取り組めない」と質問された。

この分野にまだ足を踏み入れていない司法書士はまだ多く、そのように考えてしまうのも仕方がないと思う。しかし考えてほしい。一緒に生活をするわけでもない、その子の無限の愛を受け止めることもできるわけでもない。最初から「親代わり」になるというのは不可能なことなのである。その子の人生に影響を与えるほどの言動も難しいと私は考えている。

それでも親権を行使する者がいない子どもの健全な成長のためには多くの支援の手が必要なのだ。児童養護施設で暮らしていても、里親に育てられていても、在宅で生活していても、支援を必要としている子どもに対して、法定代理権を持つ未成年後見人として関わっていくことが重要なのである。子どもが迷っている時、子どもが頼る一つの引き出しくらいにはなることができる。それしかできないと考える人もいるかもしれないが、それが大きいのではないかと私は思う。

2. 未成年後見人の業務

図らずも親権を行使する者が不在となった未成年者のため、親権を行使する者と同じの権利義務を有する者として未成年後見人は選任される。後見業務とはいえ、未成年後見業務は「日々成長する未成年者」を対象にする業務であるから、成年後見業務とは異なる視点に立って業務を進めていく必要がある。

財産管理業務について、現在の成年後見業務における財産管理の基本的な考え方は財産保全であるが、未成年後見業務においては、成年に達した時に多くの財産を引き継がせるために、単に財産を保全すればよいというものではない。その未成年者の将来の希望や夢を確認しながら管理財産を有効利用しなければならない。大学進学する子、就職する子、留学したいと考えている子、専門学校に行く子、中学や高校で不登校になってしまい、別の学校に転校したり、通信教育を選択し高等学校卒業程度認定試験を受験したりと、将来の夢へ向かって管理財産を適切に使わなければならない。また、時には管理財産を未成年者に開示し、一緒にその使い途について話し合うこともある。

身上監護業務についても同様だ。親権を行使する者と同じの権利義務を有するため、成年後見業務における身上監護業務より広い権限がある。理論上事実行為も含まれると解され、また、年少者に対しては医療行為の同意権もある。毎月の定期面談などにより、様々な話をしながら信頼関係を築いていくことになるが、その中で将来の希望や悩みを打ち明けられることもある。未成年後見人はそれまでの経験、人生観を基にその疑問に答えていくことになるが、未成年者の意見をそのまま尊重する場面もあるし、一方で少し道のりを修正するように諭す場面もある。

令和4(2022)年4月1日から成年年齢は18歳に引き下げられたが、未成年後見業務において悩ましい業務の一つに後見終了に伴う「管理財産の引渡し」がある。財産があまり無い未成年者がいる一方で、両親の死亡による保険金や災害に起因する義捐金の受領などにより、管理財産が数千万円という案件もある。高校3年生という多感な時期に成年となるが、これら多額の財産があることの開示、そしてその引渡しが必要となる。

このように、未成年後見業務は、親権を行使する者がいない未成年者にとって健全な成長に寄与する業務であり、成年後見業務とは異なる特性がある。

3. 当法人における未成年後見事業の体制

当法人では、令和7(2025)年4月1日より未成年後見事業を本格的に開始する。成年後見(監督)人の養成並びに業務報告の精査を通じての業務支援に加えて、未成年後見事業もそれに倣い同様の事業を進めていく。全国の家庭裁判所に対して未成年後見人候補者名簿及び未成年後見監督人候補者名簿を提出し、各家庭裁判所からの推薦依頼に対応していくが、子どもの権利擁護活動を中心に当面取り組みたいという司法書士の要望にも応えられるよう、成年後見関係名簿に登載せずとも、未成年後見関係名簿にだけ登載することも可能としている。

また、会員が未成年後見業務を適切に遂行することができるよう、①業務報告の精査による業務支援、②個別事件に対する業務相談対応、③未成年後見業務に特化した研修制度の整備をし、初めて未成年後見分野に取り組もうという会員でも躓きなく業務を進められるような仕組みを構築している。研修についてはいつでもどこでも受講できるようLSシステム内にeラーニング形式の研修教材を常備している。

4. おわりに

未成年後見人は社会的養護の一翼を担っている。司法書士業務として子どもの権利擁護活動に直接関わることができる未成年後見制度に正面から取り組むことは今後の司法書士界にとっても重要だ。未成年後見業務は、司法書士が子どもの権利擁護活動に関わる中核的な業務であり、それを土台に貧困、虐待問題、孤立、いじめ、不登校問題等様々な問題を抱える今の子どもを支援することができるよう、当法人の未成年後見部門は、司法書士界の子どもの権利擁護活動のプラットフォームになることができるのではないかと期待している。

全ての司法書士が、その保護の対象が高齢者か、障害者か、未成年者かの違いはあれ、あらゆる人の権利擁護活動を行なうことができる世の中が到来するはずだし、そうなるよう社会から期待をされていると考える。成年後見と未成年後見の間には壁も溝もなく、シームレスに対応することができる司法書士を当法人が育てられたらと願っている。